条	改定前	条	改定後		
【個人情報の取扱いに関する規約】		【個人情	【個人情報の取扱いに関する規約】		
第 1 条	(個人情報の取得、登録、利用、保有の同意) 入会申込者(入会予定者を含む)及び契約者(以下「会員等」といいます。)は、本契約(本申込みを含む。本契約の解約後も含む。以下同じ)に係る以下(a)から(g)の個人情報(変更後の情報を含みます。以下「個人情報」といいます。)を、お問い合わせに対する回答、本契約及び本契約以外の新生フィナンシャル株式会社(以下「当社」といいます。)と締結する契約の与信(途上与信を含みます。以下同じ)及び与信後の管理業務(本契約に係る金融商品に関する通知及び同契約上の債権の譲渡を含みます。)の目的のため、当社が、保護措置を講じた上で取得し、登録、利用して、当社の定める期間保存することに同意します。また、当社が必要があると認めた場合には、当社が、会員等の住民票及び戸籍の附票を取得し、電話帳データベース、電話番号の利用状況のデータベース、住宅地図(データベースを含みます。)、及びインターネット等から、会員等の個人情報を取得し、当該情報を自社のデータベースに登録することがあります。 (a)属性情報(氏名、性別、生年月日、住所、本籍地、電話番号、携帯電話番号(SMS(ショートメッセージサービス)の宛先としての番号を含む)、eメールアドレス、勤務先(お勤め先の内容)、家族構成、家族の属性情報、居住状況、お取引ニーズに関する情報、歳別番号、会員等の使用するデバイス及びブラウザに関する情報等の会員等の属性に関する情報。(b)契約情報(契約の種類、申込日、契約日、利用日、商品・役務名、契約額、利用額、金利、返済回数、毎月又は毎回の支払額、支払方法、振替口座等の本契約の内容に関する情報等 (c)取引情報(契約の種類、申込日、契約日、利用日、商品・役務名、契約額、利用額、金利、返済回数、毎月又は毎回の支払額、支払方法、振替口座等の本契約の内容に関する情報等 (c)取引情報(本契約に関する利用残高、月々の返済状況等、取引の現在の状況及び履歴に関する情報等の会員等との本取引に関する情報(6)信用判断のための情報(会員等の遺産、負債、収入、支出等、当社が収集している他の商品・サービス等の利用履歴、返済状況等の会員等の信用判断を行うための情報(会員等の運転免許証(運転免許証者号を含みます。)、バスボート等(記号番号を含みます。)から、本契約を行う者が本人であることを確認し、本人の屋所を確認するために得る情報(本籍地情報を含む))(f)画像情報(当社が設置しているカメラ等にて取得した映像・画像)(g)音声情報(当社が設置しているカメラ等にて取得した映像・画像)(g)音声情報(当社が設置しているカメラ等にて取得した映像・画像)(g)音声情報(当社が記録した当社の従業員と会員等との会話等)	第 1 条	(個人情報の取得、登録、利用、保有の同意) (1) 入会申込者(入会予定者を含む)及び契約者(以下「会員等」といいます。)は、本契約(本申込みを含む。本契約の解約後も含む。以下同じ)に係る以下(a)から(g)の個人情報(変更後の情報を含みます。以下「個人情報」といいます。)を、お問い合わせに対する回答、本契約及び本契約以外の新生フィナンキル株式会社(以下「当社)といいます。)と締結する契約の与信(途上与信を含みます。以下同じ)及び与信後の管理業務(本契約に係る金融商品に関する通知及び同契約上の債権の譲渡を含みます。)の目的並びにこれらの目的のために行う会員等の行動・関心等の分析の目的のため、当社が、保護措置を講じた上で取得し、登録、利用して、当社の定める期間保存することに同意します。また、当社が必要があると認めた場合には、当社が、会員等の住民票及び戸籍の附票を取得し、電話帳データベース、電話番号の利用状況のデータベース、住宅地図(データベースを含みます。)、及びインターネット等から、会員等の個人情報を取得し、当該情報を自社のデータベース、住宅地図(データベースを含みます。)、及びインターネット等から、会員等の個人情報を取得し、当該情報を自社のデータベースに登録することがあります。 (a)属性情報(氏名、性別、生年月日、住所、本籍地、電話番号、携帯電話番号(SMS(ショートメッセージサービス)の宛先としての番号を含む)、e メールアドレス、勤務先(お勧め先の内容)、家族構成、家族の属性情報、居住状況、お取引ニーズに関する情報、識別番号、会員等の使用するデバイ及びプラウザに関する情報等の会員等の属性に関する情報。 (b)契約情報(契約の種類、申込日、契約日、利用日、商品・役務名、契約額、利用額、金利、返済回数、毎月又は毎回の支払額、支払方法、振替口座等の本契約の内容に関する情報 (c)取引情報(条契約に関する利用残高、月々の返済状況等、取引の現在の状況及び履歴に関する情報等の会員等との本取引に関する情報 (d)債用判断のための情報(会員等の資産、負債、収入、支出等、当社が収集している他の商品・サービス等の利用履歴、返済状況等の会員等の信用判断を行うための情報 (e)本人確認のための情報(会員等の運転免許証(運転免許証(を研究))の情報(本籍地情報を含む)) (f)画像情報(当社が設置しているカメラ等にて取得した時後・画像) (g)音声情報(当社が記録した当社の従業員と会員等との会話等) (2)会員等は、当社が、各種情報提供サービス運営事業者等の個人関連情報取扱事業者から届出電話番号の現在及び過去の有効性(通話可能か否か)に関する情報を取得し、これを前項に基づき自社のデータベースに登録した個人情報と結びつけた上で、前項に定める目的で利用することに同意します。		
第2条	(個人情報の与信及び与信後の管理業務目的以外の利用目的の同意) 会員等は、当社が保護措置を講じた上で、以下に定める目的で、以下の各個人情報を利用すること(当社及び当社関連会社の商品・サービスの販売・勧誘については、会員等から提供を受けた e メールアドレスへの e メール及び携帯電話番号への SMS(ショートメッセージサービス)による広告送信を含みます。)に同意します。 利用目的 利用する個人情報	第 2 条	会員等は、当社が保護措置を講じた上で、以下に定める目的で、以下の各個人情報を利用すること(当社及び当社関連会社の商品・サービスの販売・勧誘については、会員等から提供を受けた e メールアドレスへの e メール及び携帯電話番号への SMS(ショートメッセージサービス)による広告送信を含みます。)に同意します。 利用目的 利用する個人情報		
	当社の本契約以外の商品(金融商品及び保険商品を含みます。)・サービスの販売・勧誘 第 1 条(a) ~(d)		当社の本契約以外の商品(金融商品及び保険商品を含みます。)・サービスの販売・勧誘 第 1 条(1)(a)~(d)		

当社の関連会社、提携会社の商品(金融商品を含みます。)・サービスの販売・勧誘

当社の関連会社と会員等との契約を媒介するためおよび媒介の可否を判断するため

当社内部における市場調査

当社の商品・役務提供についての開発・研究

本条に定める目的のために行う会員等の行動・関心等の分析

第 1 条<u>(1)</u>(a)~(d)

第1条<u>(1)</u>(a)~(d)

第 1 条<u>(1)</u>(a)~(g)

第 1 条<u>(1)</u>(a)~(g)

第1条(1)(a)~(g)

第1条(a)~(d)

第1条(a)~(d)

第1条(a)~(g)

第1条(a)~(g)

当社の関連会社、提携会社の商品(金融商品を含みます。)・サービスの販売・勧誘

当社の関連会社と会員等との契約を媒介するためおよび媒介の可否を判断するため

当社内部における市場調査

当社の商品・役務提供についての開発・研究

条	改定前		条	改定後			
第3条	(個人情報の第三者への提供、及び、共同利用の同意)		第3条	(個人情報の第三者への提供、及	なび、共同利用の同意)		
	(1) 会員等は、当社が、当社の	1) 会員等は、当社が、当社の関連会社に当該関連会社における以下の利用目的のために以下の個人情報を提供することに同意しま			(1) 会員等は、当社が、当社の	(1) 会員等は、当社が、当社の関連会社に当該関連会社における以下の利用目的のために以下の個人情報を提供することに同意しま	
	す。			す。			
		第三者提供について				第三者提供について	
	第三者提供先	当社の関連会社			第三者提供先	当社の関連会社	
	提供目的	金融商品・サービス及び活動等に関する広告・勧誘及び広報のため			提供目的	金融商品・サービス及び活動等に関する広告・勧誘及び広報のため	
	提供する個人情報	第1条(a)から(d)のうち必要な情報			提供する個人情報	第1条(1)(a)から(d)のうち必要な情報	
	(2) 会員等は、当社が、以下の	D共同利用者と当該共同利用者における以下の利用目的のために以下の個人情報を共	同して利用するこ		(2) 会員等は、当社が、以下の		用するこ
	とに同意します。				とに同意します。		
		共同利用について				共同利用について	
		株式会社新生銀行、ならびに株式会社新生銀行の有価証券報告書等に記載する株式				株式会社新生銀行、ならびに株式会社新生銀行の有価証券報告書等に記載する株式	
	共同利用者の範囲	会社新生銀行の連結子会社および持分法適用関連会社のうち、個人情報の共同利用			共同利用者の範囲	会社新生銀行の連結子会社および持分法適用関連会社のうち、個人情報の共同利用	
		について提携する企業。提携する企業は、別途当社のホームページにて公表します。				について提携する企業。提携する企業は、別途当社のホームページにて公表します。	
		①会員等へのグループ各社および提携会社の各種商品・サービスのご提案、ご案内				①会員等へのグループ各社および提携会社の各種商品・サービスのご提案、ご案内	
		の <i>た</i> め				の <i>t</i> -め	
		②会員等がご利用されている商品・サービスのアフターサービス、およびグループ特				②会員等がご利用されている商品・サービスのアフターサービス、およびグループ特	
	共同利用の目的	典・優遇のご提供のため			共同利用の目的	典・優遇のご提供のため	
		③各種商品・サービスのご提供に際しての判断のため				③各種商品・サービスのご提供に際しての判断のため	
		④新生銀行グループによる各種リスクの把握、与信後の管理および適切な経営管理				④新生銀行グループによる各種リスクの把握、与信後の管理および適切な経営管理	
		のため				のため	
	共同利用する個人情報	第1条(a)から(g)の個人情報			共同利用する個人情報	第1条 <u>(1)(a)から(g)の</u> 個人情報	
	共同利用を行う個人情報管	讀 株式会社新生銀行			共同利用を行う個人情報管	₹ 株式会社新生銀行	
	理について責任を有する者				理について責任を有する者		
	(3) 当社は、前項の個人情報の共同利用において、適切な個人情報の安全保護措置を講じ、個人情報の管理について責任を負うもの とします。			(3) 当社は、前項の個人情報の共同利用において、適切な個人情報の安全保護措置を講じ、個人情報の管理について責任を負うもの とします。			
第4条	(その他の個人情報の利用・提供			第4条	(その他の個人情報の利用・提供		
	会員等は、当社が保護措置を講じた上で、個人情報を以下に定める事項に利用・提供することに同意します。 (1) 第1条から第3条記載の利用目的を達成するため当社の業務を第三者に委託する場合に、当該業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を当該業務委託先に預託すること。 (2) 会員等が所在不明(会員等が住所変更等の届出を怠るなど連絡が取れない状態を含みます。)または病気、意識不明等の障害を受けた事を当社の調査により確認した場合に、当社の裁量により、会員等の親族等適切な範囲の関係者に対し、要請のあった会員等の第1条(a)属性情報および(b)契約情報および(c)取引情報の全部または一部を開示すること。					ごた上で、個人情報を以下に定める事項に利用・提供することに同意します。	
						利用目的を達成するため当社の業務を第三者に委託する場合に、当該業務の遂行に必要な範囲	で、個人
					情報を当該業務委託先に予		P
						等が住所変更等の届出を怠るなど連絡が取れない状態を含みます。)または病気、意識不明等の	
						はり確認した場合に、当社の裁量により、会員等の親族等適切な範囲の関係者に対し、要請のあっ Bt、bが、い初の様式なられて、)取引様式の合効されば、効な関ラさること。	た会員
					・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	促および(b)契約情報および(c)取引情報の全部または一部を開示すること。	

条	改定前	条	改定後
-	●個人情報保護管理者	-	●個人情報保護管理者
	業務管理部 <mark>長</mark>		業務管理部 <u>セクションヘッド</u>
	連絡先は、上記「個人情報の取扱いに関する窓口」に準じます。		連絡先は、上記「個人情報の取扱いに関する窓口」に準じます。
_	202 <u>1</u> 年 <u>11</u> 月 <u>23</u> 日改定	-	202 <u>2</u> 年 <u>3</u> 月 <u>17</u> 日改定

条	改定前	条	改定後	
【カードローンの取扱いに関する規約】 (一般規約)		【カードローンの取扱いに関する規約】 (一般規約)		
第 2 条	 (カード及び ID の発行と取扱い) (1) 当社は、本契約が成立した後の取引に使用するため、会員 1 名に 1 枚以上(カードの枚数は当社が定めるところにより決定します。)のカードを発行し、貸与するとともに、当社が指定する会員識別番号等(以下「ID」といいます。)を付与するものとします。但し、当社の判断で ID を付与するのみの場合もあります。 (2) 会員が当社の提供するサービス等を申し込む際、必要に応じて当社は認証機関により発行された証明書で認証された会員の電子署名及び当社の ID により顧客確認を行うものとします。 (3) 会員以外の者がカード及び ID を使用することはできないものとします。また、会員は善良なる管理者の注意をもってカード及び ID を使用し管理するものとします。 (4) カードの所有権は当社に属するものとし、会員は、カードを、第三者に対して貸与、譲渡、質入、担保提供その他占有を移転させることは一切できないものとします。 (5) 会員のカード、本条(2)の証明書又は ID により、取引が実行された場合には、会員がその責任を負担するものとし、当社は、一切の責任を負担しないものとします。 	第 2 条	(カード及び ID の発行と取扱い) (1) 当社は、本契約が成立した後の取引に使用するため、会員 1 名に 1 枚以上(カードの枚数は当社が定めるところにより決定します。)のカードを発行し、貸与するとともに、当社が指定する会員識別番号等(以下「ID」といいます。)を付与するものとします。但し、当社の判断で ID を付与するのみの場合や会員が届出たメールアドレス等を ID と認める場合もあります。 (2) 会員が当社の提供するサービス等を申し込む際、必要に応じて当社は認証機関により発行された証明書で認証された会員の電子署名及び当社の ID により顧客確認を行うものとします。 (3) 会員以外の者がカード及び ID を使用することはできないものとします。また、会員は善良なる管理者の注意をもってカード及び ID を使用し管理するものとします。 (4) カードの所有権は当社に属するものとし、会員は、カードを、第三者に対して貸与、譲渡、質入、担保提供その他占有を移転させることは一切できないものとします。 (5) 会員のカード、本条(2)の証明書又は ID により、取引が実行された場合には、会員がその責任を負担するものとし、当社は、一切の責任を負担しないものとします。ただし、第9条に定める場合には、この限りではありません。	
第 4 条	 (暗証番号) (1) 会員は、申込み時又は承認時に暗証番号を当社に届出るものとします。但し、会員は、かかる届出がない場合又は当社が会員の届出た暗証番号を不適当と判断した場合は、当社所定の方法により当社が会員の暗証番号を決定することをあらかじめ同意します。 (2) 会員は、本人の生年月日等本人確認書類等から他人が容易に知り得ることのできる番号その他他人に推測されやすい番号を暗証番号としないものとします。 (3) 会員は、暗証番号を他人に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとし、推測されやすい暗証番号により、又は会員の故意若しくは過失等によって暗証番号を他人に知られる事により生じた損害については会員の負担となることをあらかじめ承諾します。 	第 4 条	 (暗証番号) (1) 会員は、申込み時又は承認時に暗証番号を当社に届出るものとします。但し、会員は、かかる届出がない場合又は当社が会員の届出た暗証番号を不適当と判断した場合は、当社所定の方法により当社が会員の暗証番号を決定することをあらかじめ同意します。 (2) 会員は、本人の生年月日等本人確認書類等から他人が容易に知り得ることのできる番号その他他人に推測されやすい番号を暗証番号としないものとします。 (3) 会員は、暗証番号を他人に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとし、推測されやすい暗証番号により、又は会員の故意若しくは過失等によって暗証番号を他人に知られる事により生じた損害については会員の負担となることをあらかじめ承諾します。ただし、第9条に定める場合には、この限りではありません。 	

条	改定前	条	改定後
第 5 条	(カード及び ID の使用制限) (1) 会員が次のいずれかに該当したとき又は当社が会員として不適格と認めたときは、当社は会員に対し何ら通知することなく会員のカード及び ID の使用の停止をすること又はカードを失効させることができるものとします。 ①会員が入会申込み時に虚偽の申告をした事が判明したとき、②本契約に定める「期限の利益の喪失」をしたとき、③退職、休職、その他会員の信用状態に著しい変化を生じたとき、④カード利用状況が適当でないと当社が判断したとき、⑤住所変更等の届出を怠る等会員の責に帰すべき事由により、会員の所在が不明となり当社が会員への通知連絡が不可能と判断したとき、⑥当社が第10条の2に基づき会員に対して各種確認や資料の提出を求めたにもかかわらず、会員が正当な理由なく指定した期限までに回答をしない場合において、当社がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断したとき、⑦第10条の2に基づく各種確認や資料の提出の求めに対する会員の回答、具体的な本契約に基づく取引の内容、会員の説明内容およびその他の事情を考慮して、当社がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断したとき、⑧本契約に基づく取引がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められるとき、⑨取引が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると記められるとき、⑩その他本規約のいずれかに違反したとき (3) 本条(1)に基づき当社がカード及び ID の使用を停止した又はカードを失効させた場合、会員は当社の請求があったときは速やかにカードを当社に対して返却するものとします。	第 5 条	(カード及び ID の使用制限) (1) 会員が次のいずれかに該当したとき又は当社が会員として不適格と認めたときは、当社は会員に対し何ら通知することなく会員のカード及び ID の使用の停止をすること又はカードを失効させることができるものとします。 ①会員が入会申込み時に虚偽の申告をした事が判明したとき、②本契約に定める「期限の利益の喪失」をしたとき、③退職、休職、その他会員の信用状態に著しい変化を生じたとき、④カード利用状況が適当でないと当社が判断したとき、⑤住所変更等の届出を怠る等会員の責に帰すべき事由により、会員の所在が不明となり当社が会員への通知連絡が不可能と判断したとき、⑥当社が第12条の2に基づき会員に対して各種確認や資料の提出を求めたにもかかわらず、会員が正当な理由なく指定した期限までに回答をしない場合において、当社がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断したとき、⑦第12条の2に基づく各種確認や資料の提出の求めに対する会員の回答、具体的な本契約に基づく取引の内容、会員の説明内容およびその他の事情を考慮して、当社がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断したとき、⑧本契約に基づく取引がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断したとき、⑧本契約に基づく取引がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められるとき、⑨取引が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき、⑩その他本規約のいずれかに違反したとき
第 8 条	(力ードの紛失、盗難等) (1) 会員がカードの紛失等を知ったときは直ちに当社に電話、書面又はインターネット等によるデータ送信等の方法によって当社に届け出るものとします。 (2) 会員は、前項に基づき当社が会員による紛失等の届出を受理する以前のカードの不正利用について一切の責任を負うものとし、当社は、その責を負いません。	第 8 条	(カードの紛失、盗難等) 会員がカードの紛失、盗難等または ID や暗証番号の詐取等(当社のホームページと類似したサイトに誘導され、ID や暗証番号を入力する ことで第三者に ID や暗証番号を詐取された場合も含む)を知ったときは、直ちに当社に電話、書面又はインターネット等によるデータ送信等 の方法によって当社に届け出るものとします。また、カードの紛失、盗難等により他人にカードを使用された場合または当社の提供するサービス等において ID や暗証番号の詐取等による第三者利用が生じた場合は、会員は所定の届出書を当社に提出するものとします。
(新設)	なし	第 9 条	(不正利用被害の補償) 会員が第8条に定める届出書を当社に提出し、かつ最寄りの警察署にカードの紛失、盗難またはID や暗証番号の詐取等の届出をした場合は、当社に届出書を提出した日の30日前以降に生じた当該届出に係るカードまたはID や暗証番号の不正使用による損害、または当社の調査により会員の意思に反して権限の無い第三者による不正使用と認定した損害は、当社が補てんします。ただし、会員の家族、同居人、留守人等会員の関係者によって使用された場合は補てんされません。
第 <u>9</u> 条~9			~第 <u>19</u> 条
_	202 <u>1</u> 年 <u>11</u> 月 <u>23</u> 日改定	_	202 <mark>2</mark> 年 <u>3</u> 月 <u>17</u> 日改定